

新潟市立東特別支援学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に向けての教職員の姿勢

職員は、子ども一人一人が尊重され、そのよさが生かされるように日々の教育活動に専心しなければなりません。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識や様々な特性をもった当校の児童生徒にかかわるいじめの定義や捉えを全職員で共有します。また、すべての子どもを対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置：「いじめ・不登校対策委員会」

- (1) 構成メンバー：◎中澤・○山田葉・大石・内山・鈴木教頭・富張教頭
※事実確認と対応協議のため該当学部主事・学年主任・担任・養護教諭も含む場合有り。
- (2) 委員会の開催：いじめにつながる行動調査をもとに学期1回程度開催。
- (3) 内容
 - ① 年間計画の作成・実行・検証・推進、調査報告等。
 - ② いじめに関する状況把握と対応について協議。
 - ③ いじめの疑いに関する児童生徒への行動観察や聞き取り等、情報収集。

3 いじめ未然防止の取組

「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」（新潟市いじめ対応リーフレット）を自校化し、いじめを生まない学校風土づくりに努めます。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

○ 生活目標の実践

- ・学期ごとに人とのかかわりについての重要指導内容を提示し、道徳部、特別活動部、生徒指導部、自立活動部と連携し意識付けを図ります。
※重点内容：「あいさつ・マナー」「信頼・友情・協力」「感謝」
- ・教職員が適切な人とのかかわり方、より良い言動のモデルとなり、日常的、継続的な指導を行います。
- ・全職員でより適切な行動を称賛し、意欲づけを図ります。

(2) 児童生徒一人一人が活躍できる学習活動の実践

- ① 一人一人の実態に合わせ、達成感や成就感を感じる学習活動を計画します。
- ② 児童生徒が活動への見通しをもち、安心して課題に取り組めるような指導・支援の工夫を行います。
- ③ 丁寧な実態把握を基に適切な課題を設定するとともに、一人一人の評価を複数担任できめ細かに行います。
- ④ 複数担任の連携を密にし、支援の共有化を図ります。

4 いじめの早期発見の取組

(1) 日常的な観察

児童生徒の実態によっては、言語表出が困難で、変化がわずかな場合もあるので、しぐさや表情の変化等をきめ細かく観察していきます。「改訂版 いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」を自校化し、休み時間等の同学年の児童生徒のかかわりや学年を超えてのかかわりについても、「職員が見守る」「一緒にかかわる」など児童生徒の様子に目を配ります。

(2) いじめ調査の実施（7月、12月、3月実施）

- ・学部の実態に応じて、児童生徒への聞き取り、もしくは職員による行動調査を実施します。
- ・実態に応じた分かりやすい内容にします。
- ・安心して伝えることができるように、環境面や場面などを配慮します。
- ・学校内のことに限定せず、地域や放課後等サービスにおける心配なことがあった場合、可能な児童生徒については、状況把握をするよう保護者、事務所と密に連携をとります。
- ・結果は即日チェックし、即日複数の職員で確認します。この際いじめ対応ミーティングを行い、いじめ対応ミーティング用紙を活用し、管理職が重要度を分け、度合いに応じた対応を組織的に行います。
- ・集計結果を「いじめ・不登校対策委員会」で確認し、今後の支援、具体的な対応について検討を行います。
- ・いじめに関する情報は、次年度の担任に確実に引き継ぎます。

(3) 大勢の目で観察

様子がおかしいと感じた児童生徒がいる場合には、学年主任や学部主事等に連絡し、より大勢の目で当該児童生徒を観察します。

(4) 関係サービス事業所との連携

日々の登下校の引き継ぎの際や必要に応じて開かれる支援者会議の際に、学校外における児童生徒の様子を把握します。いじめに関する事案は、いじめ対応ミーティング用紙に記載します。

5 「いじめへの対処」に向けた取組

(1) すみやかな情報共有

- ・特定の職員に抱え込まず、情報を共有し、組織で解決にあたります。
- ・担任の行動観察から、心配と感じた場合は、学年主任および学部主事に報告し、複数の目で観察を行い、かかわり方の修正を図ります。
- ・いじめにかかわる聞き取りの結果は、即日関係職員で確認します。

(2) いじめ対応ミーティング

- ・いじめの状況についての報告を受け、職員内での情報共有、共通理解を図ります。この際いじめ対応ミーティング用紙を活用し、管理職が重要度を分け、重要度ごとに対応していきます。
- ・事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議します。
- ・解決に向けて、児童生徒の指導・支援を行います。
- ・管理職を含む関係職員で、開催します。

(3) 心のケア

- ・いじめられた児童生徒の心のケアを行います。児童生徒の悩みを傾聴します。いじめた側の児童生徒に対し落ち着いた生活・言動が取れるように職員が連携して支援します。

(4) 関係機関、家庭・地域と連携した取組

- ・学校職員だけでなく、福祉関係や家庭と情報を共有し協力して解決にあたります。
- ・家庭との連携をいつも以上に密にし、経過や今後の方針をていねいに説明します。また、解決するまで、随時経過を伝え、保護者に安心していただけるように適切に対応します。

(5) 記録の保管

- ・アンケートなどの調査用紙は（原本）は児童生徒が卒業するまで保管します。
- ・調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童生徒の卒業後5年間保管します。
- ・特に、重要度「高」の事案については、対応を含む全ての資料を確実に5年間保管します。

(6) 「解消」の適切な判断

- ・加害行為が相当期間（3か月を目安）なく、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる際に、いじめが解消されたと判断します。その後も、他の児童生徒と同様に観察を注意深く行います。

6 教職員の研修の充実

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要です。「新潟市のいじめ防止等のための基本的な方針」「東特別支援学校いじめ防止基本方針」「改訂版 いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」についてすべての教職員が研修を通して理解を深め、日々の実践に生かしていきます。児童生徒が「できる、わかる」学習活動の実践をすすめるため、校内研修により、実態に 応じた授業を検討する機会をもち、日々の実践に生かしていきます。

7 東特別支援学校 いじめ対応の流れ

